

令和3年第2回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 令和3年2月10日(水) 13時30分開会

開催場所 荒尾市役所51号会議室

出席委員 14人

内田 浩明 (会長)  
古城 義郎 (副会長)  
尾上 光洋  
田上 慎一  
濱田 陽子  
丸木 義寛  
濱崎 仁道  
畑田 香織  
松岡 秀一  
上田 清史  
福田 榮一  
大園 正道  
齊藤 健  
前田 真也

農業委員会事務局出席者

局長 永吉 桂輔  
次長 田中 雅之  
書記 坂西 正光  
書記 原 英寿

## 議事日程

### 第1 議事録署名委員・会議書記の指名

### 第2

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について（転用申請）

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について（賃貸借）

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借）

議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積  
計画について

議案第13号 農地賃借料情報の提供について

議案第14号 農作業標準雇用賃金について

議案第15号 下限面積（別段面積）の決定に係る協議について

報告第4号 農地改良届について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第6号 許可不要転用届について

### 第3 その他

議長（会長） それではただ今より令和3年第2回の総会を開催いたします。  
本日は14名中14名出席で定数に達しておりますので、総会は成立して  
います。本日は議題9件、報告3件となっております。それでは審議に入りた  
いと思います。

議長 議案第7号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請に  
ついてです。事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）議案第7号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許  
可申請についてです。

2件です

受付番号1

（譲渡人）埼玉県入間市東町四丁目の個人

（譲受人）福岡県大牟田市大字勝立の個人

（土地の所在地）上井手の田、面積1,490 m<sup>2</sup>

（譲渡理由）労力不足

（譲受理由）経営拡張

譲受人は、大牟田市で40年以上農業をされている認定農家の方です。

現地の状況ですが、申請農地は、何も耕作されていない保全管理された農地  
でした。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討し  
た結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

受付番号2

（譲渡人）熊本市中央区坪井六丁目の個人

（譲渡人）荒尾市一部の個人

（土地の所在地）一部の田、630 m<sup>2</sup>

（譲渡理由）贈与

（譲受理由）贈与

譲渡人と譲受人の夫がいここで、生前贈与です。

現地の状況ですが、管理された農地でした。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討し  
た結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

**議案第7号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請**については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

**議長** ありがとうございます。それでは受付番号1について、担当委員は説明をお願いします。

**委員** 譲渡人は埼玉県におり、今後所有農地は耕作しないとのことで農地を売却したいとのことでした。譲受人は大牟田市で永年農業をされている方でですので何ら問題はないと思います。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

**議長** それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号2について担当委員は説明をお願いします。

**委員** 申請農地は、何も耕作されていませんがきちんと管理された農地であり何ら問題はないと思います。以上です。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

**議長** それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして**議案第8号 農地法第4条の規定による農地等の転用申請許可申請**について、事務局から説明をお願いします

(事務局説明) **議案第8号 農地法第4条の規定による農地等の転用申請許可申請**についてです。

1件です

受付番号1

(申請者) 荒尾市増永の個人

(土地の所在地) 増永の畑、面積 96 m<sup>2</sup>

(転用目的) 宅地拡張で、第 3 種農地 (始末書添付)

現地の状況ですが、昭和 40 年頃から物置が建っており、この土地を相続してからそこが農地だと気づき、今回の転用申請となりました。

計画の概要は、宅地拡張と物置で申請農地の転用面積は 96 m<sup>2</sup>。給排水計画につきましては、給水、生活雑排水及び汚水についてはなく、雨水は自然浸透の計画で近隣農地への営農には影響ありません。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

**議案第 8 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用申請許可申請**については以上です。御審議の程よろしくお願ひします。

**議長** ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

**委員** 申請農地は、写真にありますとおり古い物置が建っております。周りは農地として使われていない状態で周辺も宅地なので何ら問題はないと思います。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

**議長** それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして**議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請**と**議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請**について、事務局から説明をお願いします

(事務局説明) **議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請**についてと**議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請**についてです。

農地法 5 条の所有権移転許可申請が 2 件、そのうち受付番号 2 については、農地法 5 条の使用貸借権設定許可申請 1 件と関連がありますので一緒に説明をさせていただきます。

#### 受付番号1〔所有権移転〕

(譲渡人) 荒尾市増永の個人

(譲受人) 玉名郡長洲町折崎の個人

(土地の所在地) 増永の畑 446 m<sup>2</sup>

(転用目的) 一般住宅で、第3種農地

現地の状況ですが、申請農地は何も耕作されていない保全管理された農地でした。

計画の概要は、一般住宅で申請農地の転用面積は446 m<sup>2</sup>。給排水計画につきましては、給水は市上水道を利用、雨水については敷地内集水桝にて集水し、オーバーフローした場合道路側溝へ放流します。生活雑排水及び汚水については下水道に接続する計画で近隣農地への営農には影響ありません。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

#### 受付番号2〔所有権移転及び使用貸借権設定〕

##### ○所有権移転

(譲渡人) 荒尾市野原の個人

(譲受人) 荒尾市宮内出目の個人

※(譲受人)の祖母が(譲渡人)です。

(土地の所在地) 野原の畑、232 m<sup>2</sup>

##### ○使用貸借権設定

(貸出人) 荒尾市野原の個人

(借受人) 荒尾市宮内出目の個人

※(借受人)の父が(貸出人)です。

(土地の所在地) 野原の畑、209 m<sup>2</sup>

(転用目的) 一般住宅で、第1種農地(集落接続)

(使用貸借期間) 親子間での永久となっています。

現地の状況ですが、申請農地は柿の木が前面に植えてありました。全部伐採し一般住宅へ転用を行うこととなっております。

計画の概要は、一般住宅で申請農地の転用面積は2筆合計で441 m<sup>2</sup>。給排水計画につきましては、給水は市上水道を利用、生活雑排水及び汚水については合併浄化槽を用いて処理し、申請地西側の道路側溝へ放流する。雨水については自然浸透させるほか、集水桝、雨水浸透桝を設けて敷地内で処理する計画で近隣農地への営農には影響ありません。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

議案第9号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請と議案第11号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請については以上です。御審議の程よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは受付番号1について、担当委員は説明をお願いします。

委員 申請農地は、写真にありますとおりでございます。排水等は前面に道路があり下水道が通っておりますので何ら問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号2と議案第11号農地法5条使用貸借権設定について担当委員は説明をお願いします。

委員 隣接地の所有者の方とも立ち会ってもらい了解を得たとのことで何ら問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして議案第10号農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明) 議案第10号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請についてです。

1件です

受付番号 1

(貸出人) 荒尾市荒尾の個人

(借受人) 荒尾市荒尾の病院事業管理者

(土地の所在地) 荒尾の畑、451 m<sup>2</sup>外 3 筆、合計面積 1,344 m<sup>2</sup>

(転用目的) 市民病院建設に伴う病院職員の駐車場で、第 3 種農地

現地の状況ですが、申請農地はみかん、柿、一部オリーブを植えておりきちんと管理された農地でした。計画の概要は、市民病院建設工事に伴い、不足する病院職員の駐車場として使用するもので申請農地の転用面積は 1,344 m<sup>2</sup>。

給排水計画につきましては、給水、生活雑排水及び汚水はなく、雨水については自然浸透させる計画で近隣農地への営農には影響ありません。

賃貸借期間は 4 年間ですが、一時転用のため許可日から 3 年間ですので、3 年後は、工期延長で再度転用申請が必要となります。借受人にはその旨説明し、了承済みです。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした

**議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請**については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

**議長** ありがとうございます。それでは、担当委員は説明をお願いします。

**委員** 先日、現地確認を行いまして、地権者の方からも話を聞きました。今月中に木を伐採し、地ならしをすることのことでした。また、隣に小屋がありますが近々撤去することのことので何ら問題はないと思います。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

**議長** それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして**議案第 12 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画**について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)



**議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画**についてです。

別紙をご覧ください。今回は、令和3年2月15日の公告予定です。今回が2回目の利用権設定となっております。

今回の設定面積ですが、所有権移転の田が742㎡となっております。

第1回からの累計が、3,488㎡となっております。

1件目

所有権移転

(譲受人) 荒尾市高浜の個人

(譲渡人) 玉名郡長洲町大字長洲の個人

(利用権を設定する土地) は、高浜の田、742㎡です。

利用目的は水稻で、所有権移転の時期は、令和3年3月30日です。

**議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画**については以上です。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

**議長** それでは当議案について決定したいと思います。続きまして**議案第13号 農地賃借料情報の提供**について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

別紙資料にて説明を行います。これは毎年、農業委員会にて審議して頂くものです。以前は、標準小作料は決まっていたものですが、平成21年度に廃止され、現在は賃借料に係る地域の平均値を算出したものです。水田、畑、樹園地で平均値を算出していますので、実際の取引の目安としての情報提供となりますが、その年により取引事例が多かったり、少なかったりということがございますので単純な平均値ですから、その年によっては増減するものであります。最終的には地域の実情もあるので当事者間での話し合いになると思います。

御審議後は、ホームページで情報提供をするものであります。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは決定したいと思います。続きまして**議案第14号 農作業標準雇用賃金**について、事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

別紙資料にて説明を行います。毎年、農業委員会で農作業の標準雇用がどれくらいかということで、示しているものです。例年、農協に確認して同じような金額でしたが、去年は、消費税10%の関係で、育苗が540円から550円に、かけ干し後の乾燥・もみすりが650円から700円となりました。今回も農協へ確認したところ、全ての作業種目とも昨年と同額ということでした。なお、熊本県労働最低賃金は1時間あたり790円から793円と令和2年10月1日よりなっています。

この農作業標準雇用賃金については、広報あらかお4月号と市ホームページに掲載するものです。御審議の程よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

委員 農作業標準雇用賃金で、「雇用」という言葉が入っているが、農作業標準賃金ということではないかと思います。

(事務局)

確認を行います。〔本総会終了後、確認の結果「農作業標準賃金」とするもの。広報あらかお4月号と市ホームページにもその旨掲載〕

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは決定したいと思います。続きまして**議案第15号 下限面積(別段面積)の決定に係る協議**について、事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

別紙資料にて説明を行います。農地を取得するためには農地法で 50 アール以上耕作することになっています。これが下限面積です。ただ、農業事情は地方によって違うことから平成 21 年の農地法改正により、各市町村農業委員会で別段の面積を設定することができるようになり、荒尾市としては、平成 25 年 4 月から下限面積を 30 アールに引き下げて現在に至ります。また、令和 2 年 9 月の農業委員会総会で御審議いただき、空家に付随した農地の特例面積取扱要綱を制定し、空家バンク登録物件とセットで農地を取得する場合に限り、1 アール以上に緩和したものです。

引き続き下限面積を 30 アールということによろしいか御協議をお願いいたします。

参考として近隣市町：長洲町・南関町・和水町・大牟田市の別段面積は、30 アールで、玉名市は 50 アールとなっています。御審議の程よろしく願います。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

**議長** それでは議案第 15 号 下限面積（別段面積）を引き続き下限面積を 30 アールと決定したいと思います。これで本日の審議は終わりました。報告事項を事務局より一括でお願いします。

報告第 4 号 農地の改良届について 5 件

報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について 2 件

報告第 6 号 許可不要転用届について 1 件

**議長** ありがとうございます。審議はありませんが、御意見、御質問受け付けます。何かございませんか。

— ( 「なし」 の声あり ) —

**議長** では本日予定していました議案は全て終了しました。事務局から何かあ

りませんか。

事務局：以下の事務連絡を行う。

- 農業委員会法改正5年後調査概要版について
- 農業委員会視察研修会の延長について
- 委員活動記録簿について
- 次回の農業委員会総会について
- 「のうねん」について

議長 ありがとうございます。他に何かございませんか。

—（「なし」の声あり）—

議長 それでは、これもちまして令和3年第2回総会を終わります。